

午後 1 時 3 0 分開会

【事務局（宮島都市計画課長）】 それでは、まだお見えになられていない委員の方がいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、ただいまから第 2 1 4 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の出席状況につきましては、委員の 2 分 1 以上という定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

では、お手元に第 2 1 4 回東京都都市計画審議会資料一覧をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

初めに、A 4 横 2 枚の「議案一覧表」でございます。

次に、薄茶色表紙の冊子、「議案・資料」。

次に、桃色の表紙の「議案・資料」別冊「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

次に、クリーム色の表紙の「議案・資料」別冊「意見書の要旨」。

最後に、薄緑色の表紙の「議案・資料」別冊「議第 7 2 8 3 号「2 0 4 0 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」の答申について」別冊（1）から（4）各 1 部。

本日お配りいたしました資料は、以上でございます。

続きまして、本日の日程でございます。恐れ入りますが、A 4 横 2 枚の「議案一覧表」を御覧ください。

議事日程は、日程第 1 から日程第 5 まで合計 1 0 件でございます。このうち、日程第 2 の議第 7 2 8 4 号の都市計画区域につきましては意見聴取事項、その他につきましては議決案件でございます。

それでは、近藤会長、よろしく願いいたします。

【近藤会長】 委員の皆様方には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第 1 1 条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。御了承をお願いいたします。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は、お手元に配布しております「傍聴にあたっての注意事項」を厳守されるようお願いいたします。

次に、委員の異動につきまして御報告いたします。お手元の桃色の表紙の「議案・資料」別冊「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」をお開き願います。

1 ページに委員の異動報告を記載してございます。新しく委員になられました方を御紹介申し上げます。

議席番号2番、財務省関東財務局長、小野尚委員でございます。本日は、都合により代理の方に出席いただいております。

議席番号9番、足立区議会議長、高山のぶゆき委員でございます。

【高山委員】 高山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【近藤会長】 議席番号10番、経済産業省関東経済産業局長、藤井敏彦委員でございます。都合により、代理の方に出席いただいております。

議席番号13番、国土交通省関東運輸局長、持永秀毅委員でございます。都合により、代理の方に御出席いただいております。

議席番号16番、国土交通省関東地方整備局長、大西亘委員でございます。都合により、代理の方に御出席いただいております。

なお、本日は、当審議会が設置いたしました都市づくり調査特別委員会からの答申案件につきまして、臨時委員及び専門委員の方々にも御出席いただき、質疑にも加わっていただきます。

本日御出席されております臨時委員、専門委員の方々を御紹介いたします。

最初に、臨時委員の方々から。

岸井隆幸委員

【岸井委員】 岸井でございます。

【近藤会長】 保井美樹委員

【保井委員】 保井でございます。よろしく願いいたします。

【近藤会長】 続きまして、専門委員の方々の御紹介です。

河島伸子委員

【河島委員】 河島です。

【近藤会長】 山崎亮委員

【山崎委員】 山崎です。よろしく願いします。

【近藤会長】 なお、委員の議席につきましては、当審議会運営規則第4条に基づきまして、2ページから3ページに記載しております委員名簿の議席番号のとおりといたしますので、御了承をお願いいたします。

本審議会におきましては、限られた時間の中で十分に御審議いただきたいと存じますの

で、議事の進行等につきまして御協力をお願いいたします。

説明幹事等に申し上げます。案件の説明、答弁に当たりまして、簡潔、要領よく行うようお願いいたします。

また、委員の皆様方におかれましても、御質問、御意見は、付議案件について、簡明にさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、御発言の際は議席番号をお示しくくださるようお願いいたします。

【近藤会長】 それでは、日程第1といたしまして、議第7283号を議題に供します。

本案件は、都市づくり調査特別委員会による「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」答申案につき、特別委員会から報告を受け、当審議会として調査審議し、議決の上、知事に答申を行う案件でございます。

御承知のとおり、昨年9月2日に開催されました第210回の当審議会におきまして、知事から、「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」の諮問がございました。これを受けまして、当審議会は専門的見地から調査・検討を行うため、都市づくり調査特別委員会を設置いたしました。

委員会は、当審議会の学識経験委員及び専門委員により構成され、岸井委員を委員長として、これまで調査・検討を進めていただいております。

特別委員会の構成につきまして、お手元にお配りしてございます薄緑色表紙の資料別冊(3)の「参考資料」29ページを御参照ください。

去る5月には、第213回審議会におきまして、委員会からの中間のまとめについて報告を受けたところでございます。その際いただきました委員の御意見等、及びその後委員会にお寄せいただきました意見等を踏まえまして、都市づくり調査特別委員会において調査・検討を行っていただき、このたび答申案を取りまとめていただきました。委員長を始め特別委員会の委員の皆様方には、この答申案をおまとめいただくに当たりまして御苦労いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、最初に委員長から、都市づくり調査特別委員会の答申案について御報告をお願いいたします。

【岸井委員長】 はい。都市づくり調査特別委員会の委員長を仰せつかっております岸井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

去る5月18日に開催されました第213回都市計画審議会におきまして、「2040

年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」の答申の中間のまとめを御報告し、集中的に御審議を頂戴いたしました。

その後、パブリックコメントを実施し、中間のまとめに関する意見として、19通の御意見が寄せられております。また、事務局から区市町村へ説明会を行いまして、中間まとめに対する意見を募集した結果、21区市から御意見をいただいております。

当調査特別委員会では、審議会でいただいた御意見やパブリックコメントに寄せられた御意見、区市からの御意見等につきまして、第6回、第7回の調査特別委員会にて審議を行い、その結果、中間のまとめの一部を修正し、ここに答申案として取りまとめをいたしたところでございます。

答申案の内容につきましては、前回の審議会におきまして中間のまとめを御報告し、御審議を頂戴しておりますので、時間の関係から詳細なる説明は省略し、本日は、寄せられました主な御意見に対する調査特別委員会としての審議結果について御説明を申し上げ、答申案の報告とさせていただきます。

なお、骨子につきましては、お手元の薄緑色の表紙の「議案・資料」別冊（2）というのが答申案骨子となっておりますので、こちらを御覧いただければ全体像がわかるということでございます。

私からは、前回の審議会 でいただいた主な御意見を説明いたしまして、その後、事務局より、寄せられました御意見の反映について説明をいたします。

まず、前回の審議会 でいただきました主な御意見について説明をいたします。

「目指すべき都市構造のイメージ」につきまして、「世界の玄関口となる空港機能は極めて重要である。」との御意見をいただいております。

また、「都市像の実現」につきまして、東京の役割の観点から、「東京と各地域との交流にあたり多様な主体の連携・協働が重要」との御意見。

拠点形成の観点から、「区部中心部の機能集積に加え、周辺区部も含め全体として底上げを図ることが重要である」との御意見。

インフラ整備の観点から、「防災、にぎわい、新たな公共交通の導入など、ゆとりを持った東京独自の道路の使い方の検討が必要」との御意見。

「駅は社会に貢献する多様な目的を持った空間として活用すべきであり、駅前広場の整備が重要である」との御意見。

防災都市づくりの観点からは、「安全な都市をつくるための再開発や土地区画整理事業、

木密地域解消のための都市計画が重要である」との御意見。

環境都市づくりの観点からは、「資源効率性を高めて循環型社会を構築することが重要である」との御意見。

分野横断的な都市づくりの観点からは、「商店街が都市づくりの中でどのような役割を果たしていくのか検討することが必要である」との御意見。

緑と水を編み込んだ都市づくりの観点からは、「緑や水辺空間は、都市の活動を支え、魅力を向上させていくために、量の確保だけではなく質の向上が重要である」との御意見をいただきました。

また、行政計画の策定に向けては、「2040年代を見据えた都市づくりのグランドデザインを描くことが、まさに東京オリンピック・パラリンピックのレガシーの一つではないか」との御意見をいただいたところでございます。

都市計画審議会で頂戴した主な御意見の説明については、以上でございます。

次に、寄せられた御意見の反映につきましては、パブリックコメントに寄せられた御意見や区市からの御意見も含めて、事務局より説明をいたします。

【五嶋都市づくりグランドデザイン担当部長】 議長、都市づくりグランドデザイン担当部長

【近藤会長】 はい。

【五嶋都市づくりグランドデザイン担当部長】 事務局の都市づくりグランドデザイン担当部長の五嶋でございます。

私からは、前回都市計画審議会でいただいた御意見やパブリックコメント、区市町村意見照会で寄せられた御意見を反映した修正につきまして、主な修正箇所を、お手元の薄緑色表紙「議案・資料」別冊（3）「答申案」本編に基づきまして、順次御説明いたします。

まず、11ページをお開きください。

「交流・連携・挑戦」の都市構造」につきまして、都市計画審議会での御意見を踏まえ、一番下の丸に、「空港の更なる機能強化」の視点を追記いたしました。

12ページを御覧ください。

「挑戦の場となる「個性ある多様な拠点」への再編」につきまして、パブリックコメントや区市の意見を踏まえ、最初の丸に、「際立った特色となる芸術・文化、産業、商業の集積など」と個性の例を示すとともに、2番目の丸に、「にぎわいを生み出し、ライフスタイルを支えるサービスなどの多様な機能を地域特性に応じて集積させることにより、個性的

な拠点の魅力を上昇していくことも重要」と、具体的なイメージを追記いたしました。

16ページをお開きください。

「(仮)多摩広域拠点域」につきまして、区市からの意見を踏まえ、2つ目の丸に、「多摩イノベーション交流ゾーン」の活動を生活面から支える拠点が駅などを中心に形成されており、東西・南北の道路・鉄道ネットワークにより相互に連携」と追記し、多摩広域拠点域のインフラ整備の記載を充実いたしました。

18ページをお開きください。

「第4章 都市像の実現に向けて」につきまして、都計審での御意見を踏まえ、1つ目の丸に、「多様な主体の連携と協働」の視点を追記いたしました。

19ページをお開きください。

「都と区市町村等の「役割分担と連携」」につきまして、都計審やパブリックコメントでの御意見を踏まえ、2つ目の丸に、「区市町村の主体的な取組」の視点を、また、4つ目の丸に、「国や隣接県などとの連携」の視点を追記いたしました。

20ページを御覧ください。

「個性ある多様な拠点の創成」につきまして、都計審での御意見や区市の意見を踏まえ、2つ目の丸に、「周辺区部の魅力と活力を底上げしていく」視点を、また、4つ目の丸に、「区市町村の主体的な取組を都が支援する」考え方を追記いたしました。

21ページをお開きください。

「高密度で強靱な交通ネットワークを最大限活用」につきまして、都計審やパブリックコメントでの御意見を踏まえ、3つ目の丸に、「新たな道路の使い方を示していく」視点を、また、4つ目の丸に、「歩行者の回遊や自転車走行」の視点を追記いたしました。

24ページをお開きください。

「長期的な災害対策の取組」につきまして、都計審での御意見や区市の意見を踏まえ、2つ目の丸に、「迅速な救急救命などの観点から、まず自助・共助の取組が重要」という視点を、また、3つ目の丸に、「広域防災拠点へのアクセス向上」の視点を追記いたしました。

25ページをお開きください。

「CO₂フリー社会と循環型都市の実現に向けた都市づくり」につきまして、都計審での御意見を踏まえ、5つ目の丸に、「資源効率やエネルギー効率の高い循環型都市づくり」の視点を追記いたしました。

27ページをお開きください。

「区部中心部における質を重視した居住への転換」につきまして、パブリックコメントへの意見を踏まえ、2つ目の丸に、「介護・保育機能や外国人向けの生活関連機能が充実」と、質を重視した居住の例を追記いたしました。

28ページを御覧ください。

「集約型地域構造への再編」につきまして、パブリックコメントへの意見を踏まえ、3つ目の丸、4つ目の丸に、「立地適正化計画の検討・策定の留意点」を示すとともに、5つ目の丸に、「集約型地域構造の再編に向けた取組や支援」を追記いたしました。

31ページをお開きください。

「新たな魅力創出の場となる「公共空間」の活用」につきまして、パブリックコメントへの意見を踏まえ、1つ目の丸に、「ビジネス交流やイノベーション創出の場など」と、活用の例を追記いたしました。

32ページをお開きください。

「観光都市づくりの推進」につきまして、区市の意見を踏まえ、3つ目の丸に、「多言語対応の宿泊施設や医療機関を整備するなど、観光都市づくりの取組を進めるべき」とし、外国人旅行者の滞在環境向上の視点を追記いたしました。

33ページをお開きください。

「おわりに」につきまして、都計審での御意見を踏まえ、2つ目の丸に、「将来を見据えた東京の都市像を描き、それに向けて挑戦していくこともオリンピック・パラリンピックレガシーの一つ」との視点を、また、下から2つ目の丸に、「様々な主体との連携・協働」の視点を追記いたしました。

寄せられた御意見の反映による主な修正箇所についての説明は、以上でございます。

【岸井委員長】 議長

【近藤会長】 はい。

【岸井委員長】 以上、本答申案は、寄せられました御意見等に対しまして、調査特別委員会として審議を行い、取りまとめたものでございます。

なお、次に、お手元の薄緑色の表紙「議案・資料」別冊（4）「参考資料」というのがございますので、御覧をいただきたいと思っております。

こちらの資料は答申の一部に含まれるものではなく、議決を求めるものではありませんが、今回答申案をまとめるに際し、調査特別委員会の各委員から今後に対する期待を寄せいただきましたので、各委員の思いをつづり、引き続き検討される行政計画に反映され

ることを期待して、参考として添えております。

各委員の御意見は多様でございますが、共通するような事項も多々ございました。そこで、私のほうで少し包摂するような表現で、1ページ目に私の意見として整理をいたしております。

こうした都市像については、できるだけ多くの人と共有をしたい、よりわかりやすい言葉でメッセージを送り続けることが大事だと。あるいは、これからのより具体的かつ能動的な実現へのプロセスを描く、これが重要である。しかも、挑戦の志が必要である。さらには、魅力的な都市づくりは一人ではできない。多様な分野の多様な主体との協調が不可欠である。刺激に富んだ共同作業というのを実現していただきたい。こういったことが、言葉は違いますが各委員から寄せられております。ぜひ御一読いただきたいと思っております。

なお、最後になります。答申案の一番最後のページ、別冊(3)の一番後ろに、これまでの調査審議の経緯が書いてございます。概ね1年間にわたり、調査特別委員会では審議を重ねてまいりました。この間、各委員からそれぞれの専門分野における知見を御披露いただき、今後の東京の都市像について、あるいは東京の生活像について御意見をいただきました。こうした御意見、それを重ねて今の答申案になっているということでございまして、まとめをさせていただきました私としては、各委員に感謝を申し上げたいと思っております。

以上をもちまして、「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」の答申案の報告とさせていただきます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

【近藤会長】 ありがとうございます。

答申案に関する報告が終了いたしましたので、これから質疑に入りたいと思っております。

御質問、御意見がございましたらお伺いいたしたいと思っております。

【高木委員】 議長、4番

【近藤会長】 高木委員

【高木委員】 それでは、ただいま説明がございました「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」答申案について、意見を申し述べたいと思っております。

まず、岸井委員長を始めとする都市づくり調査特別委員会の皆様方におかれましては、1年間という長期間にわたる御議論の上、最終的な答申案を取りまとめていただき、本当に感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

今回の答申案を私も事前に読ませていただきましたが、2040年代の東京に向けた大

変意欲的で大胆な発想の下に、随所に画期的な提言が盛り込まれていることに敬意を表するものでございます。

私が画期的だと感じているところを幾つか御紹介させていただきますと、まず、都心・副都心という業務機能の受け皿の育成の観点から脱却をされておりまして、中枢広域拠点域を地下鉄ネットワークの広がりのある環状7号線まで範囲を広げていただいたこと、そしてそれぞれの個性ある地域が、それぞれの努力によって社会に貢献し、あるいは東京に貢献していくために、相互の競争も含めて新たな価値をつくり出してほしいというメッセージが非常に強く示されている、そのことであります。

これは、東京がこれから成熟都市としてさらに発展していくに当たって、ビジネス機能はもとより、歴史や文化などそれぞれの地域が持つ個性を尊重しながら、周辺区や多摩も含めて全体を底上げをしていこうという大変重要な視点であると思います。

次に、道路の使い方について、三環状道路や骨格的な幹線道路の完成や、さらに自動運転技術の普及などが相まって生み出される道路空間のゆとりというものを、歩行者空間の充実やにぎわいの形成、あるいは新たな公共交通の導入など、様々な観点から都市づくりに生かしていくということは、これは新しい発想だと思うわけであります。

また、交通インフラについては、交通結節点が都市づくりの基礎として活発な移動を支える乗り換え利便性の向上に加え、都市機能が集積し拠点的な機能を持つ場所として、地下鉄も含めて駅前広場など駅の顔づくりを進めるとしていることは、東京が将来、風格ある都市となるために極めて大事なことと考えるわけであります。

さらに、東京で減少を続ける農地について、農業生産に加え、観光、防災、コミュニティの場などとして多面的に活用することを示したことも、新しい視点であると思います。これからは、都市づくりの観点からも、都市の貴重な資源として積極的に農空間を創出し、活用していくべきと考えます。

今後、この答申案を踏まえ、しっかりと行政計画としての都市づくりのグランドデザインを策定をしていただきたいと思います。その際に、これまでお話しさせていただいたことに加えて、新たに2点のことについて、行政計画の策定に向けた意見としてお伝えをしておきたいと思っております。

1点目は、公共交通機関や多くの人が集まる施設における高いレベルでのバリアフリー化の推進であります。

2020年のオリンピック・パラリンピック大会は、1つ上のレベルのバリアフリー化

を目指す極めて重要なきっかけになると思います。T o k y o 2 0 2 0 アクセシビリティ・ガイドラインの推奨基準というものがあるのですが、この推奨基準を東京の標準的な基準にしていくためにも、あらゆる人々の自由な交流を目指して、シームレスで、より高いレベルでのバリアフリー化に、ソフト・ハード両面からこれに取り組むことを示していただきたいと思います。

そして2点目は、文化財庭園など東京ならではの歴史的、文化的価値のある都市の資源を最大限活用することを進めていただきたいと思います。

答申案では、「歴史や文化が蓄積された庭園などの資源を最大限に生かし、世界を魅了する美しい風景を創出していくべき」ことを挙げていらっしゃいますが、これは非常に重要な視点であると思います。実は東京には、国が指定をする特別名勝かつ特別史跡9つのうち、浜離宮恩賜庭園と小石川後樂園の2つがございまして、その他多くの文化財庭園が現存しているのが、この首都東京の現状であります。寺社や歴史的な建造物、庭園などの地域資源を保存、再生、活用し、東京2020年大会を初め今後ますます増加する外国人旅行者へ、東京ならではのおもてなしを行うこともぜひ示していただきたいことの一つであります。

さて、リオデジャネイロでのオリンピック大会が終わり、次はいよいよ東京大会であります。世界中が注目をするこの大きなチャンスを生かして、世界中が憧れを抱き、住み、働き、集う人が活躍でき、輝き続ける世界一の東京をつくっていくことは、次の世代に対する我々の責務であると考えます。今後、都は、この答申をしっかりと受けとめて、東京を世界で一番の都市へと導く都市づくりの骨太なグランドデザインとしていただきたいと思います。

以上、答申の取りまとめに当たりまして、都市づくり調査特別委員会の委員の皆様を始め、関係する皆様の御労苦に改めて敬意を表しまして、意見表明とさせていただきます。ありがとうございました。

【近藤会長】 御意見ありがとうございました。

ほかに。石川委員

【石川委員】 29番、石川でございます。私の方からも、少し申し述べさせていただきます。

都市づくり調査特別委員会の委員の岸井委員長を始め諸先生方には、「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」という大きなテーマについて、中間のま

とめに引き続き、答申案を作成をいただいたことに対しまして、まずもって心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

中間答申で大筋が示されたわけですが、更に緻密に諸課題を洗い出し、取りまとめいただいたわけで、広く都民から意見、提案募集を行い、その内容も織り込みながらの作業をされたわけですが、事務局の皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。

中間のまとめから追加されたことを中心に、何点か意見を申し上げたいと思います。

答申案4ページのエネルギー技術の項目で、水素エネルギーについて、中間のまとめでは、「水素エネルギーについては、技術の進展によってCO₂を発生しないエネルギーとして実用化され」と表現しているものを、「水素エネルギーについては、使用時だけでなく、製造時にもCO₂を排出しないCO₂フリー水素の供給システムが確立されている」と表現を明確化したことは、水素エネルギー活用をめぐる肝となる課題であり、単なるブームとしての水素エネルギーの活用ではなく、技術革新に裏づけられた水素利用を明確化したことは、高く評価できると思っております。

15ページの「地域別の将来イメージ」は、中間のまとめではなかったわけですが、すけれども、(仮称) 中枢広域拠点域、都市環境共生域、多摩広域拠点域、自然環境共生域と位置付け、各エリアごとの目指すべき目標を明確化したことについても、その位置付けの熟度を増したと言えるわけで、高く評価をしたいと思います。特に都市環境共生域では、「農空間」という概念を使い、コミュニティ形成や教育、福祉をも包含するところまで「農」を拡大をしたことについては、大いに意味があると思っております。

19ページの「都市像の実現に向けて」の項目の「都と区市町村等の「役割分担と連携」について、都内だけでなく、国や隣接県との連携も含めたことは重要であると思っております。

24ページの「長期的な災害対策の取組」の項目では、「地域のつながりを強める自治会など既存の組織を活用したコミュニティによる防災の力を強化」を加筆したことは、時代と現場の要望をしっかりと踏まえたものであり、評価できると思っております。

また、25ページの「循環型都市の実現に向けた都市づくり」の中に、廃棄物の発生抑制や資源を地域内でできる限り循環させ、資源効率やエネルギー効率の高い循環型都市づくりを進めるとした点も、廃棄物対策の今後の課題を明確に表現したものとなっております。

最後に、今後の行政計画作成に向けて、意見を述べさせていただきたいと思っております。

19ページ、「都市像の実現に向けて」の項目で、「都は、広域自治体として、都域はもとより、将来を見越して、東京圏全体を俯瞰した都市づくりの方向性を示すとともに、戦略的・複合的な取組を行うべきである。」と記しております。ジオラマなどを活用し、見える化を図ることと、まさに、まちづくりの戦略としてのでき上がるまちの姿を示していくことが求められるわけであり、都市計画の見える化と、結果としてのまちの姿を示すことを行政計画にしっかりと位置付けていただきたいと思っております。

23ページの「災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築」の中で、「防災対策の事前復興は、「社会的なコスト増」と捉えるのではなく、「地域の付加価値を創出し向上させる取組」と捉えるべき」と述べております。私も予算委員会の中などで、電線等の地中化による無電柱化をランドデザインの中にとしっかりと位置付け、推進をしていくべきと述べてきましたけれども、まさにこのコスト増ではなく付加価値と捉える、この視点が求められるわけであり、無電柱化の推進について、今後行政計画の中でもこの点もしっかりと位置付けをしていただきたいと思っております。

また、29ページの「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」の項目の中で、武蔵野の緑の保全を打ち出しておりますが、緑の拡大と隣接県を含めたネットワーク化も行政計画には打ち出されんことを求めていると思っております。

以上でございます。

【近藤会長】 御意見ありがとうございました。

中村委員

【中村委員】 「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」の答申案について、意見を申し上げます。

案文を作成された特別委員会の皆様に、改めて敬意を表するものでございます。

東京は、2020年にオリンピック・パラリンピックを開催しますが、その5年後の2025年には団塊の世代の方々が全て後期高齢者を迎える超高齢社会に入り、その先に2040年を迎えます。今回の議論では、まちづくりをハードの側面だけではなくソフトの面からの検討も行われたことは評価します。まちに合わせて人が住むのではなく、人に合わせたまちづくりが大切です。少子高齢化、人口減少社会は大きな問題であり、ハード・ソフト両面から対応し、全ての人に居場所と出番がある社会を構築していただきたいと思っております。

昨今では、地方から東京への集中が進み、東京の中でも郊外から都心へ、各地域でも周

辺から駅前へと集中をしています。インフラ整備を集中させ、魅力を向上させることは重要ですが、集約されたところ以外が置き去りになるようではなりません。所得が高い人だけが便利なところに住め、社会的に立場の弱い方が暮らしにくい社会になってはならないと思います。むしろ周辺地域には、良好でゆとりのある住空間など別の付加価値を創造し、多様な方にとって選択できるようにし、誰にとっても住みやすい東京にしていくことが大切です。

東京は地価が高く、住居費が生活費の多くを占めると、ゆとりや豊かさを感じられなくなってしまいます。都営住宅は数十倍の倍率である一方、民間住宅には大量の空き家があります。今、自然を壊しての開発や急斜面地の開発などではなく、今ある都市空間、インフラをどう生かし、生まれ変わらせていくかが重要です。

また、多摩地域については、インフラ整備が遅れ、格差の解消が長年の懸案になっています。かつて多くの電気メーカーの事業所が立地をしていたのですが、昨今では、残念ながら撤退が相次いでいます。大学は都心回帰をし、企業は海外や地方への移転が進んでいる状況です。そうした背景において、多摩広域拠点域や多摩イノベーション交流ゾーンと位置付けられていますので、ぜひともこれは積極的な取組に努めていただきたいと思えます。

今後、この答申を受けて東京都が行政計画を作成する際には、今述べたことを踏まえていただくことを要望いたしまして、答申に当たっての意見といたします。ありがとうございました。

【松村委員】 議長、21番

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 私は、中間のまとめの質疑で、都民生活あつての都市づくりでなければならない。都民生活の現状は、安心して住み続けられない。すなわち貧困と格差の広がり、安心して預けられる保育園、そして介護施設の大幅不足、介護士、保育士の担い手がない、買い物弱者・交通弱者の蔓延、非正規労働者の増大、実質賃金目減りによるワーキングプアの増大などなどの課題があること。都市像と言うなら、都市施設の整備だけでなく、都民生活の困難をどう打開していくのかも踏まえた記述が必要と指摘しました。

岸井委員長からは、ゆとりと経済活力が両立した、そういう都市像でなければならないということについては、我々もそう感じておりますとの答弁がありました。

答申案では、「おわりに」のところで、「人々の暮らしや働き方に関わる様々な分野を考

慮しながら、都市像とその実現に向けた取組の方向性を示した」、「目指すべき都市構造としては、少子高齢・人口減少社会の到来を、社会を変える一つの機会として捉え、人・モノ・情報の自由自在な移動と交流が保障された上で、連携が生まれ、連携が挑戦を可能としていくことを提示した。」など若干加筆されていますが、本文からは具体的に見えてきません。

参考資料に、取りまとめに当たっての各委員の意見がつけられています。先ほど委員長からも御紹介がありました。

この意見の中で、例えば東洋大学ライフデザイン学部の水村容子教授より、「東京という都市は、多くの居住者を抱えた「居住の場」であるため、生活者の視点に基づく検討も必要であると考えますが、「都市づくりへの検討」という今回の課題のもとでは、「生活者の視点」からの都市づくりはあまり検討されていないように感じています。」、ちょっと飛ばしますけども、「少子化対策・子育て支援などの領域に関しては、住宅や都市などの物理的な環境整備に加えて、保健福祉行政・教育行政など他の領域との連携が必至であると考えますが、それにむけた具体的な方策なども明確に明示されていないように考えます。」、「東京都という都市の持続可能性を考えた時には、最重要課題として捉える必要があると考える次第です。」との大変貴重な意見も出されております。

また、同じく専門委員の、先ほど紹介があった東北芸術工科大学デザイン工学部の山崎教授からも、生活者の視点が重要との意見が出されています。

先ほど委員長の方からは、行政計画の策定に向かって、そういうのを取り入れていただきたいというような方向も示されましたけれども、私は、「質の高い住まい方・働き方・憩い方を選択できる都市」とか、それぞれ本文にはですね、この答申案にはいろいろちりばめられております。「医療・福祉・子育て支援機能をはじめとする生活を支える機能」とか、「子どもたちが緑と水に触れ合うことができ、のびやかに育つ環境が整えられている」とか、言葉として確かにちりばめられているというか、取り入れられておりますけれども、しかし全体として強調されていることは、日本の中における東京の役割ということで、「概成する環状メガロポリス構造を最大限活用し、更なる都市のゆとりと活力を生み出す都市構造へと進化させるべきである」とか、リニア新幹線などを生かして域内外との交流が活発になることに力が入れられております。この立場で行けば、道路などをさらにどんどんつくるということになりますし、そこに財源などを、やはりどんどんつぎ込むと。結局、従来型の都市づくりになりかねないことを危惧します。

例えば、舛添前都知事も待機児解消を掲げましたが、待機児童は増え続けています。結局、財源の使い方をどうするかが問われていると私たちは思っております。前回は指摘しましたが、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境」と書かれても、具体的にやろうとしていることが、そうした環状メガロポリス構造の概成などという、三環状道路や骨格幹線道路を完成させるための都市づくりに更に財源を使い続けようとするれば、福祉の充実は進みません。都の財源の使い方をどうするのか、都民の暮らしを守ることを優先した上での都市づくりの道筋こそ、明らかにすべきだと考えております。

さらに、貧困と格差問題が全く抜け落ちているのも非常に気になります。

防災についても、住宅の耐震化を100パーセントにすることは避けて通れないのに、強調されていません。

ただ、評価できるのは、「集約型地域構造への再編」については、中間のまとめで私は地元練馬区の例を挙げ、問題点を指摘しましたが、答申では指摘を受け入れていただいたというんですか、若干加筆されていること。また、商店街活性化の記述や都市農地の保全など良質な環境の形成などが強調されたことは、高く評価したいと思います。

結論としては、今後は新規の開発は極力抑制し、維持更新を中心に据えるまちづくりが必要で、行政としても再生・修復型のまちづくりに全力を挙げるべきだという意見を申し上げ、特別委員会の御努力は多といたしますが、この答申案では、何のための都市計画かと言われかねない問題点も幾つか含まれておりますので、この答申案には賛成いたしかねるということを申し上げて、終わります。

【近藤会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。はい、崎田委員

【崎田委員】 すみません、座って発言させていただいてよろしいですか。

22番の環境カウンセラーの崎田裕子です。

前回、私、3点ほど提案をさせていただきましたけれども、その後、非常に真摯に御対応いただきまして、それなりにいろいろな皆様の御意見とあわせて、つけ加えていただきました。大変ありがとうございます。

特に私が申し上げたのは、やはり対流・交流でこれから全国を活性化しようというときに、首都東京がきちんと役割を果たす、そういう決意をぜひ示していただきたいと申し上げました。その件に関しても、連携・協働で明確に歩むというところを非常に強調してい

いただいておりますので、期待させていただきたいというふうに思っております。

2番目は、オリンピック・パラリンピックを大事な契機として、これからの快適な都市環境をつくるという、そういうところをですね、最後にもう一度強調させていただきたいというふうにも申し上げました。ありがとうございます。

3番目には、循環型社会づくりというのは、これまで以上に地球環境問題として大変重要課題になってきておりますので、強調させていただきたいと申し上げました。やはりこういうところも踏まえながら、2040年代の社会に向けてみんなで歩いていけたらというふうに思っております。

なお、今手を挙げましたのは、今回改めてこの「はじめに」というところを読ませていただいたときに、この中で、ちょうど2020年のオリンピック・パラリンピックは、今の小学生、中学生、高校生が世界を感じるすばらしい機会であって、こういう方たちが2040年代の社会の中心になるということで、ぜひしっかり期待をしていきたいというふうな文言がありました。ぜひですね、やはりここが大変重要だというふうに思っておりますので、逆に、今回のこの提言を東京都の方で実現化させるときに、できるだけこういう次世代の皆さんを観客として捉えるだけではなく、一緒に参加する主体として巻き込みながら、主体的に生きる気持ちを持っていただくような、そういう場をいかにたくさんつくっていくか、そういうことがこれから大事になるのではないかなというふうに感じました。そういう意味で、ハードとソフトの連携というのをですね、この辺から育んでいただく、その辺の決意で取り組んでいただければ大変ありがたいと思いました。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

【近藤会長】 御意見ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、この調査特別委員会の報告につきまして、答申案どおり知事に答申をいたすことにつきましてお諮りいたしたいと思います。

答申案のとおり答申することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤会長】 賛成多数と認め、よって、本案は答申案どおり知事に答申することと決定いたしました。

つきましては、この審議会を代表して、知事への答申書をお渡しすることにつきまして、私が行うことについて御了承をお願いいたしたいと思います。

また、この調査特別委員会、立派に役割を果たしていただきましたので、本日をもって廃止をするということで御了承をお願いいたしたいと思えます。

それでは、間もなく副知事が入室されますので、少々お待ちいただきたいと思えます。

なお、委員の皆様のお手元には、「案」の表記がとれた答申をお配りさせていただいております。

[安藤副知事入室し、交付場所へ移動]

[近藤会長、交付場所へ移動]

【近藤会長】 東京都知事

小 池 百合子 殿

東京都都市計画審議会会長

近 藤 茂 夫

「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」の答申について

平成27年9月2日に諮問されました「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」は、当審議会に都市づくり調査特別委員会を設置し、専門的見地からの調査検討を行い、その報告を受け審議会として調査審議した結果、この度、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

[答申書交付]

[近藤会長、自席へ着席]

【近藤会長】 それでは、安藤副知事から御挨拶がございます。

【安藤副知事】 安藤でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

先生方には、都市計画に関しまして熱心に御審議をいただいております。改めて感謝申し上げます。

また、本日は、ただいま会長から答申をいただきました。本来であれば、小池知事が参っていただくところでございますが、所用のために私が代わりにいただくことになりました。

この答申に至るまで、岸井先生を座長として特別委員会の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。また、本日は本審議会の委員の先生方にも御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

東京は、様々な課題を抱えてございますが、長期の視点に立ったまちづくりのビジョンというのがどうしても必要だということで、昨年、私の方から知事の代わりに諮問させていただきました。この1年間、熱心に御審議をいただき、このような形でまとめていただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

この答申をいただきましたので、私どもはこれを基に行政計画ベースで東京の都市づくりのグランドデザインというものをぜひとも作って、東京がこれからも持続的に発展できるよう、東京の魅力を十分に発信できるような行政計画を作って、これをしっかり実現をしていきたいと思っております。

引き続き、先生方には様々な面でお世話になりますけれども、御指導、御協力をぜひともお願いいたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【近藤会長】 ありがとうございました。

副知事は、公務のため退室されます。

〔 安藤副知事退室 〕

【近藤会長】 以上をもちまして、日程第1につきましては終了いたしました。

岸井委員長を初めとする臨時委員、専門委員の皆様方、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうもありがとうございました。(拍手)

〔 臨時委員・専門委員退室 〕

【近藤会長】 それでは、2番目の日程に入りたいと思います。

日程第2といたしまして、議第7284号及び議第7285号を一括して議題に供したいと思えます。

上野幹事、お願いします。

【上野幹事】 日程第2、議第7284号、町田都市計画区域の変更と、議第7285号、町田都市計画区域区分の変更につきましては、双方とも東京都町田市と神奈川県相模原市の行政境界の変更に伴うものであり、変更箇所が同一であるため、一括して御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」11ページから30ページまでとなります。12ページの位置図と併せて、モニターの全体図を御覧ください。

町田市と相模原市の行政境界にある境川では河川改修を行っており、これまで両市の行

政境界が改修後の河川中心となるよう、地元の合意状況を踏まえ、平成11年から5期にわたり変更を行ってまいりました。今回変更を予定しております箇所は、モニターで赤線で示されております約1.9キロメートルの区間でございます。

今回の行政境界の変更につきましては、町田市議会、相模原市議会及び東京都議会、神奈川県議会の議決を経て、既に総務大臣による告示がなされておりました、12月1日に効力が発生する予定となっております。

まず、この行政境界の変更に伴う都市計画区域の変更につきまして御説明いたします。

13ページから15ページの変更箇所図とあわせて、モニターを御覧ください。モニター上、赤色で示した区域約1.1ヘクタールを町田都市計画区域に追加いたします。黄色でお示ししております区域約0.8ヘクタールは、町田都市計画区域から削除いたします。

次に、この都市計画区域の変更に伴う区域区分の変更につきまして御説明いたします。

18ページから20ページの計画図とあわせて、モニターを御覧ください。先ほどの都市計画区域の変更と同様に、区域区分につきましても、市街化区域の追加・削除を行います。

本件、都市計画区域の変更に伴い、町田市におきまして、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、都市計画道路、都市計画下水道の変更を行うこととしております。

都市計画の変更案件でございます区域区分につきまして、平成28年6月16日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第2の説明は以上でございます。

【近藤会長】 ありがとうございます。

今説明されました案件のうち、都市計画区域につきましては、これは都市計画法第5条第3項に基づき、東京都が区域を指定するに当たって、あらかじめ審議会の意見が求められているものであります。したがって、採決の対象となるものではありませんので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、この審議会の意見が求められている、まず、町田都市計画区域について、御質問、御意見がございましたらお伺いいたしたいと思っております。

ありがとうございます。特になんということ、議第7284号については、当審議会としては意見がないものといたします。

続きまして、町田都市計画区域区分の案件について、御質問、御意見がございましたら

お伺いいたしたいと思います。

御意見はないようでございますので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 全員賛成と認め、原案どおり決定いたしました。

【近藤会長】 続きまして、日程の第3といたしまして、議第7286号から第7288号までを一括して議題に供したいと思います。

上野幹事、説明をお願いいたします。

【上野幹事】 日程第3、議第7286号、「品川区戸越一丁目ほか各地内」における用途地域の変更につきまして御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙の「議案・資料」39ページから45ページまでになります。42ページの位置図と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。これらの図の方位につきましては、左側が北となっております。

本地区は、モニター上、赤色でお示ししております区域でございます、JR大井町駅の南約400メートルのところに位置する都市計画道路補助第28号線沿道の区域及びJR大崎駅南西約600メートルのところに位置する補助第29号線の沿道の区域、合計約11.8ヘクタールでございます。

補助第28号線・29号線につきましては、東京都木密地域不燃化10年プロジェクトにおきまして、特定整備路線に選定されております。今回、道路沿道の建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を加速させるため、品川区におきまして、沿道30メートルの区域につきまして、防火地域と高度地区を変更することとしており、これにあわせて用途地域を変更いたします。

ここで、参考といたしまして、品川区決定の都市計画につきまして御説明いたします。

43ページから45ページの計画図1から3と、併せてモニターを御覧ください。延焼遮断帯の形成を図るため、沿道30メートルの区域のうち、黄色でお示ししております区域につきまして、準防火地域から防火地域に変更いたします。また、高度地区につきまして、紫色でお示ししております区域につきまして、新たに最低限度7メートルと定めます。

これらの都市計画変更とあわせて、高度利用を図りながら沿道建築物の建替えを促進するため、用途地域を変更いたします。

変更の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、補助第28号線沿道におきましては、計画図中⑦、⑨、⑩の沿道20メートルから30メートルの区域につきまして、容積率を200パーセントから400パーセントに変更いたします。

次に、補助第29号線沿道におきましては、①から⑥の沿道30メートルの区域につきまして、容積率を200パーセントから300パーセントに変更いたします。

本計画案につきまして、平成28年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

議第7286号の説明は以上でございます。

次に、議第7287号、「北区上十条二丁目ほか各地内」におきます用途地域の変更につきまして御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」47ページから58ページまでとなります。50ページの位置図と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、モニター上、赤色でお示ししております区域でございます。JR埼京線十条駅の西約70メートルのところに位置する都市計画道路補助第73号線の沿道約5.1ヘクタールの区域でございます。

今回、特定整備路線に選定されております補助第73号線の事業の進捗に応じ、沿道の延焼遮断機能の向上及び地域の活力の維持向上等を図るため、北区におきまして地区計画を決定することとしており、これにあわせて用途地域を変更いたします。

ここで、参考といたしまして、北区決定の地区計画につきまして御説明いたします。

52ページから55ページの計画書、56ページの計画図1と併せて、モニターを御覧ください。

地区計画の区域は、一点鎖線で囲まれております約24.5ヘクタールの区域でございます。地区の特性に応じて区域内を区分し、それぞれ土地利用の方針などを定めます。

恐れ入りますが、資料をお戻りいただきまして、51ページの計画図と併せて、モニターを御覧ください。

地区計画の決定にあわせて、用途地域の変更をいたします。変更の主な内容は、計画図中⑥の区域につきまして、第一種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントであったものを、商業地域、建ぺい率80パーセント、容積率500パーセントに変更いたします。

また、②の区域につきまして、第一種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率20

0パーセントであったものを、用途地域、建ぺい率はそのまま、容積率を300パーセントに変更いたします。

本計画案につきまして、平成28年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が2名の方から2通ございました。

クリーム色表紙の「議案・資料」別冊「意見書の要旨」1ページを御覧いただきたいと存じます。

反対意見に関するものが2通ございまして、そのうち、都市計画に関する主な意見の概要といたしましては、(1)の3行目からになりますけれども、「現在の商業地域を準商業地域に、準商業地域を住居系地域に変更し、オーバーストア状況を生まないようにすべきで、計画案は方向が逆で、現実逃避である。」というものでございます。これに対する都の見解は、「本都市計画案は、都市計画道路補助第73号線の事業の進捗に応じ、にぎわいの拠点としての既存商店街を中心とした地域の活力の維持向上等を図るため、北区が地区計画を決定することとしており、これと合わせ、土地利用上の観点から総合的に検討し、用途地域を変更するものである。」というものでございます。

議第7287号の説明は以上でございます。

続きまして、議第7288号、「練馬区大泉町一丁目ほか各地内」における用途地域の変更につきまして御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」59ページから68ページまでとなります。62ページの位置図と併せて、モニターの航空写真を御覧いただきたいと存じます。

本地区は、モニター上、赤色で囲まれております区域で、東京外環自動車道大泉インター入口の北側約1キロメートルに位置する、都市計画道路補助第230号線沿道の約6ヘクタールの区域でございます。

補助230号線沿道は、東京都防災都市づくり推進計画におきまして、一般延焼遮断帯に位置付けられているとともに、練馬区都市計画マスタープランにおきまして、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進する地区に位置付けられております。今回、補助230号線の事業の進捗に応じ、練馬区による地区計画の決定とあわせて用途地域を変更いたします。

ここで、参考といたしまして、練馬区決定の地区計画につきまして御説明いたします。

64ページから66ページの計画書、67ページの計画図1と併せて、モニターを御覧ください。

地区計画の区域は、一点鎖線で囲まれております約32.8ヘクタールでございます。地区の特性に応じて区域内を区分し、それぞれ土地利用の方針などを定めます。また、地区整備計画におきましては、建築物の容積率の最高限度などを定めます。

恐れ入りますが、資料をお戻りいただきまして、63ページの計画図と併せて、モニターを御覧ください。

ただいま御説明申し上げました地区計画の決定にあわせまして、用途地域を変更いたします。変更の主な内容につきましては、計画図中③の区域につきまして、第一種低層住居専用地域、建ぺい率50パーセント、容積率100パーセントであったものを、第一種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率300パーセントに変更いたします。

本計画案につきまして、平成28年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第3の説明は以上でございます。

【近藤会長】 ありがとうございます。

日程第3、3つの区の用途地域の案につきまして、御意見、御質問。

【松村委員】 議長

【近藤会長】 はい、松村委員

【松村委員】 日程第3の3議案は、いずれも都市計画道路の沿道の用途地域の変更で、道路沿道の防災力の向上ということで、防火の建築規制や70メートルの最低高度などを定める案件です。このうち、品川と北区の案件はいずれも特定整備路線です。

まず、品川区の第7286号についてですが、特定整備路線については住民の理解を得ながらと、東京都は繰り返し述べていますが、北区などでは裁判や異議申立てなどが住民側から起こされており、現段階で住民の理解と納得は得られていない状況です。特定整備路線は、既にある都市計画道路の決定に従って一方的に進められているもので、説明会をやっても、反対する声や都の説明に疑問を投げかける人が後を絶っておりません。今回の用途地域の変更は、特定整備路線の既成事実化を更に進めるものであり、住民の理解を得られていないという点で、反対いたします。

次に、北区の7287号ですが、これも特定整備路線、補助73号線です。防災を大義名分に、ほとんど地元の意見も聞かずに道路を計画し、事業化を決めて、沿道規制で縛りかけるやり方は余りにも強引で、道路規制を早く既成事実化して、後戻りさせないようにするためではないかとの地元の批判の声は止んでおりません。

今回の予定地域は、すぐ横を並行して通る十条銀座商店街の西側に並んでいるお店の裏側になっており、お店の作業場や倉庫として使われている、必要な場所です。それがなくなれば、まさに商店にとっては死活の問題となる道路です。この地域の延焼遮断帯遮断効果を高めるといふなら、地元住民が要望している埼京線の立体事業こそやるべきです。そうでなくとも、商店街は既に延焼遮断帯遮断効果の対策を進めているところです。

よって、本案件については、根本的な見直しを求める立場から反対いたします。

次に、練馬区の大泉町、7288号です。これ、私の地元でもあるんですが、大江戸線延伸の地下空間として予定されている補助230号の都市計画道路の建設の進捗に併せて、沿道の適切な利用を誘導するための地区計画の決定ということですが、まだ大江戸線の延伸は決まっておらず、光が丘から通ずるところは、この230号を区画整理事業でやろうとして住民の大反対運動があつてですね、そのために大江戸線などの事業進捗も、残念ながら相当遅れております。

この地域は、先ほどのモニターにもありましたけれども、外かく環状道路と交差する地域で、やはり住民のといひますか、相当やはり農地や住宅がまだ建てられていないところをですね、これだけの規模の地区計画をすれば、一気に、やはり乱開発が起こるおそれがあります。

よって、時期尚早であります。その立場から、反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

【近藤会長】 ありがとうございます。

ほかに。

【高木委員】 4番、高木です。

【近藤会長】 高木委員

【高木委員】 私は、議第7287号、「北区上十条二丁目ほか各地内」の都市計画用途地域変更について、意見を申し述べさせていただきたいと思ひます。

ただいま松村委員から、この問題についても発言がありました。私は地元の都議会議員として、全く違ふ見解を述べておきたいと思ひています。

先ほど道路計画自体が、商店街の横の倉庫等が道路になってしまうようなお話がありました。商店街とこの道路計画の間には、当然約50メートル以上の幅がありまして、そうした、その倉庫はないとは言ひませんが、全ての商店街の倉庫がそこで道路によってなくなるというようなお話は、これは全く事実無根でありまして、このことは取り消さ

れるべきだと思っています。

さて、特定整備路線補助73号線の整備を前提としたこの度の用途地域変更は、当該不燃化特区内のみならず、防災都市づくり推進計画整備地域に位置付けられている十条地区約100ヘクタールのまちづくりにとって、大変重要な意味を持つものであります。

そもそも特定整備路線は、道路ネットワークの形成を目的とする街路築造事業とは考え方が異なっておりまして、特定区間の道路を整備することによって、災害危険度の高い地域の中に延焼遮断帯と空間をつくり、不燃領域率を高めるために整備されるものと思います。そうした意味では、当該道路は十条地区の不燃領域率向上のために早急に整備される路線であります。

ちなみに、この路線は昭和21年の都市計画決定によって決まっております、十条地区では、従前からこの道路というのは、やはり北区役所を中心に木造住宅密集地域の中に入っている道路でありますから、整備をされるべき路線というふうに位置付けられてきたわけであります。昨年度、当該路線は国の事業認可を取得し、事業化のめどが立ちました。それに伴い、今回の沿道の用途地域変更は、いよいよこの地域が変わる大きなきっかけとなるものであります。

そこで、以下2つの意見を申し述べておきたいと思っております。

1つは、この地域はさまざまな都市計画事業が予定をされており、今進められているものだけでも、駅前再開発、埼京線の連続立体交差事業とそれに伴う側道の整備、都市計画道路補助83号線・85号線・87号線・73号線の沿道整備事業、又は街路及び特定整備路線の整備、木密解消のための不燃化特区などがございまして、こうした事業を円滑に進めていくためには、地域住民の協力が不可欠でありまして、東京都及び北区は、十条まちづくり協議会や当該地域の町会・自治会、商店街及び地域住民に対して、十分な情報を適切に提供するとともに、地域の意見や要望を真摯に受けとめ、着実に事業を進めていただきたいと思っております。

2つ目は、今回は73号線沿道の用途地域変更が議題となっておりますが、既に申し上げたとおり、当該地区約100ヘクタール、この十条地区は防災都市づくり推進計画整備地域であるとともに、多くの都市計画事業が予定されている地域であります。この地域を将来どのようなまちにしたいのか、東京都及び北区は、大まかなスケジュール感も含めて全体のビジョンを早急に示すべきと考えます。都市計画の権限は行政のみが持つものでありまして、したがって、住民の意見を初めとする様々な要因を総合的に勘案しつつ、まち

づくりを進めていく責任があると思います。明確なビジョンを持って最終形を描きつつ、日々の取組に汗を流していかなければなりません。これからも、その責任感と気概を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【近藤会長】 ありがとうございます。

ほかに意見ございますでしょうか。

それでは、この用途地域の案件について、個別に採決に供したいと思います。

まず、議第7286号、品川の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 賛成多数と認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議第7287号、北区の案件について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 賛成多数と認め、原案どおり決定いたしました。

最後に、議第7288号、練馬区の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 賛成多数と認め、原案どおり決定いたしました。

【近藤会長】 続きまして、日程第4といたしまして、議第7289号を議題に供したいと思います。

上野幹事、説明をお願いいたします。

【上野幹事】 日程第4、議第7289号、「西新宿二丁目（8号地）」特定街区の変更につきまして御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」69ページから75ページまでとなります。

本案件は、国家戦略特別区域法に基づき、本都市計画審議会に付議させていただくものでございます。

71ページの位置図と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、都営大江戸線都庁前駅に隣接する面積約1.4ヘクタールの区域でございまして、昭和46年11月に当初の都市計画を決定し、平成11年12月に変更を行っております。

本地区は、新宿区の都市マスタープランにおきまして、国際的な創造交流拠点として、

風格のあるまちづくりを推進することとされておりまして、この方針を踏まえ、当地区における国家戦略プロジェクトがこの度具体化したことから、特定街区を変更するものでございます。

変更内容につきまして御説明いたします。73ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。

本街区におきまして、モニター上、赤色の二点鎖線で示す中層部の壁面の位置の制限などの変更を行うものでございます。

75ページの参考図と併せて、モニターを御覧ください。完成予想図でございます。

本計画案につきまして、平成28年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第4の説明は以上でございます。

【近藤会長】 日程第4につきまして、御質問、御意見がございましたら。

【松村委員】 議長

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 一言、意見だけを言います。

反対ではありませんが、国家戦略特別区域の指定ということでのアトリウムを設置ということで、本来、国家戦略特区はいろいろ問題ありますけども、この指定については、特に反対するものではありません。

以上です。

【近藤会長】 ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、議第7289号、特定街区の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 全員賛成と認め、原案どおり決定いたしました。

【近藤会長】 最後の日程第5といたしまして、議第7290号から第7292号までを一括して議題に供したいと思っております。

上野幹事、説明をお願いいたします。

【上野幹事】 日程第5、議第7290号、「北青山三丁目地区地区計画」の決定につきまして御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」77ページから86ページまでとなります。81ページの位置図と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、東京メトロ表参道駅の北側に位置する面積約5.8ヘクタールの区域でございます。

本地区は、東京都長期ビジョンにおきまして、「老朽化した大規模団地である都営青山北町アパートを建替え、高層・集約化するとともに、創出される用地を生かし、青山通り沿道との一体的なまちづくりを進める」こととしております。今回、この方針に沿って、本地区における整備の計画が具体化したことから、新たに地区計画を決定するものでございます。

次に、地区計画を決定しようとする内容につきまして御説明いたします。

82ページの計画図1と併せて、モニターを御覧ください。地区計画には、魅力ある複合市街地を形成するため、目標や土地利用の方針などを定めるとともに、再開発等促進区を定め、更に地区内を立地特性に応じて区分いたします。

83ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。地区整備計画につきましては、都営住宅の集約化等を行うA-1地区及びA-2地区などに、主要な公共施設として「広場」などを位置付けいたします。このほか、建築物等の用途の制限などを定めます。

参考といたしまして、港区決定の高度地区の変更につきまして御説明いたします。

86ページの計画図と併せて、モニターを御覧ください。今回、モニター上、赤色で示しております範囲におきまして、土地の高度利用を図るため、地区計画の決定に併せて、高度地区の変更を行います。

本計画案につきまして、平成28年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が6名の方、3団体から9通ございました。

クリーム色表紙の「議案・資料」別冊「意見書の要旨」の5ページを御覧いただきたいと存じます。

反対意見に関するものが6名の方、3団体から9通ございました。そのうち、都市計画に関する主な意見の概要といたしましては、(1)から8ページの(11)までの御意見に共通するものといたしまして、5ページの(1)の6行目のところにございますけれども、まず、「高層にする必要があるのか。」という御意見、また、6ページの(4)のところの8行目のところにございますけれども、「高さを低層から中層にすべきだ。」という御意見でございます。

これに対する都の見解は、5 ページのところの右側にお示ししておりますけれども、「東京都長期ビジョンにおいて、都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上を図るため、高い立地ポテンシャルを有しながら、いまだ再開発の進んでいない市街地において、集積のメリットをより一層発揮させるまちづくりを進めて行くとともに、都民にとって貴重な都市空間である土地の一層の有効活用に取り組んでいくことが必要であり、本地区においては、都営青山北町アパートを建替え、高層・集約化するとともに、創出される用地を活用し、青山通り沿道との一体的なまちづくりを進めることとしている。今回、この長期ビジョン等の上位計画を踏まえ、本地区地区計画を決定するものである。」というものでございます。

議第7290号の説明は以上でございます。

次に、議第7291号、「神宮外苑地区地区計画」と議第7292号、「東京都市計画公園第5・7・18号明治公園」は、相互に関連する案件のため、一括して説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」87ページから107ページまでとなります。

まず、地区計画の変更につきまして御説明いたします。99ページの位置図と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、新宿区、渋谷区、港区の3区にまたがり、明治神宮外苑とその周辺を含む面積約64.3ヘクタールの区域でございまして、世界に誇れる我が国のスポーツ拠点形成や緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまちの形成などを図るため、平成25年6月に地区計画を決定しております。

100ページの計画図1と併せて、モニターを御覧ください。この地区計画の方針に沿いまして、今回、モニター上、赤色の斜線でお示ししております区域につきまして、当地区の整備に関する計画が具体化したことから、地区整備計画の追加などを行うものでございます。

地区整備計画の内容につきまして御説明いたします。

101ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。地区施設として、新たに区画道路を位置付けるとともに、歩行者通路の変更などを行います。また、建築物に関する事項といたしまして、容積率の最高限度などを定めます。

続きまして、都市計画公園明治公園の変更につきまして御説明いたします。

105ページの位置図と併せて、モニターを御覧ください。

明治公園は、神宮外苑地区地区計画とほぼ重なる面積約58.5ヘクタールの総合公園

でございます。平成25年6月に、地区計画の決定にあわせて区域の変更が行われております。

107ページの計画図2と併せて、モニターを御覧ください。変更内容につきまして御説明いたします。

先ほど御説明いたしました地区計画の変更にあわせ、黄色でお示ししております箇所を削除し、赤色でお示ししております箇所を追加いたします。この追加、削除による公園面積の変更はございません。

これらの計画案につきまして、平成28年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が14名の方、2団体から17通ございました。

クリーム色表紙の「議案・資料」別冊「意見書の要旨」18ページを御覧ください。

反対意見に関するものが17通ございました。そのうち、都市計画に関する主な意見の概要といたしましては、(1)から28ページの(10)までの御意見につきまして、18ページの(2)のところの1行目を御覧いただきたいと存じますけれども、「民間マンションや民間団体を優遇して都営住宅を追い出す都市計画は不当です。」というものと、また、19ページの(3)の1行目からになりますけれども、「明治公園こもればテラスは公園として残してください。」というものでございます。

これに対する都の見解は、18ページの右側のところからになりますけれども、「国立競技場の建替を契機として、平成25年6月に決定された本地区地区計画の目標では、にぎわい溢れるスポーツ・文化・交流のまちを形成することなどとしている。今回、本地区地区計画の方針等に沿って、A-4地区等の整備に関する計画が具体化したことから、本地区地区計画の変更を行うこととしている。都営霞ヶ丘アパートの敷地については、平成25年6月、本地区地区計画の決定と合わせて公園区域を再編し、バリアフリーに対応した歩行者動線やたまり空間の確保等を図るため、都市計画公園の変更が行われており、都市計画公園区域に追加され、その際こもればテラスの区域については、都市計画公園区域から削除されている。」というものでございます。

日程第5の説明は以上でございます。

【近藤会長】 ありがとうございます。

御意見、御質問ございますでしょうか。

【松村委員】 議長、21番

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 まず、日程第5の7290号ですが、これは都営住宅、都営青山北アパートの建替計画ですが、現有面積のほぼ4分の1に高層化して建て替えるというものです。これは港区からも、この計画については、従前戸数、これは約600戸の従前戸数があった建物ですから、当然この戸数を確保すべきではないかという意見が出されておりますけれども、これについてはどうなっていますか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 先ほど申しあげましたように、東京都長期ビジョンにおきましては、当地区におきまして、都営住宅を建て替え、高層・集約化するとともに、創出される用地を生かし、青山通り沿道との一体的なまちづくりを進め、最先端の文化・流行の発信拠点の形成を図ることとしております。この方針を踏まえまして、北青山三丁目地区まちづくりプロジェクトの事業実施方針を公表してありまして、この方針におきまして、都営住宅の建替えに当たっては、現世帯数に相当する約300戸を整備することとしております。

これらを踏まえ、当地区における望ましい将来像を実現するため、今回、北青山三丁目地区地区計画を定めることとしておるものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 都営住宅の建替えの行政の大原則は、従前戸数の確保だというふうに私は理解しておりますけれども、東京の長期ビジョンでそう定められていると。

ということだけで、その大原則がもし崩れたらですね、他の、この地域だけじゃなくて、方々に様々な波及効果が出てくると思いますけれども、その点についてはどうなんですか。

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 繰り返しになりますけれども、本地区につきましては、東京都の長期ビジョンで示した方針に基づきまして、まちづくりのプロジェクトにおいて、現世帯数に相当する約300戸を整備することとしているものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 今、私が言ったこの地域というよりも、都営住宅の建替えは、やはり都の住宅行政との関係ですから、少なくとも今ある都営住宅の戸数は確保すると。それに基づいて、建替えはずっと方々の地域、この地域だけじゃなくて行われてきているというふうに思いますよ。それとの関係はどうなんですか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 御質問の都営住宅全体の建替えの方針につきましては、本都市計画審議会の審議事項にはなじまないことと考えております。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 港区住民も、この意見書を見るとですね、やはりそこに高層に集約、ほかのところを民間の開発に任すというよりも、ならば、やはり高齢者が多いから、もう少し低いですね、そういうのを2棟、3棟建てる。そういう土地の余裕があるわけですから、それが望ましい住まい方だという意見を出しておりますし、また、港区自身も従前戸数は確保すべきだという意見を上げているわけですから、東京都長期ビジョンでそう定めた、そういう利用の仕方、何も東京都長期ビジョンにですね、現に住んでいる方の戸数を確保すればいいなんていうことは書いてないわけですよ。ただそこは、だから高度の土地利用のあり方を書いているだけであって、それを盾にとってですね、私は、強引に押し切る、ましてや区の意見すら無視というか、耳を傾けないことは絶対あってはならないというふうに思います。そのことを強く指摘し、意見を最後に述べたいと思います。

都営団地の建替跡地の4分の3は民間デベロッパーの開発によって、庶民は住めない追い出しの計画となります。都民の貴重な所有地は、住み続けられる都営住宅を含めた、少なくともコミュニティが維持できるだけの、新しく入居者が入れるような団地を今後とも維持、存続、行っていくべきだという立場から、本案件には反対します。

以上です。

【近藤会長】 ほかに意見ございませんか。

【松村委員】 議長、日程全体ですね。

【近藤会長】 はい。松村委員

【松村委員】 失礼いたしました。

次に、7291号、7292号、神宮外苑の議案について質疑させていただきます。

まず、2013年6月、平成25年6月の神宮外苑地区地区計画の都市計画決定は、例のザハ提案の新国立競技場の設計を前提としたものでした。国立霞ヶ丘競技場と都立明治公園の敷地にまたがる建設が予定され、競技場本体に加えて、広大な人工地盤の広場が設けられ、人工地盤の一部が現在の霞ヶ丘競技場に隣接する都立明治公園内に計画されたため、公園面積の減少と改廃を防ぐため、2013年6月17日の都計審で東京都市計画公園5・7・18号明治公園の変更を行い、立体公園制度の導入を行いました。それが白紙

撤回されたのですから、当初の決定が当然見直されてしかるべきだと考えますが、今回の提案がそういう提案になっていないのはなぜなのか、お聞きします。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 平成27年度に行われました新国立競技場計画の再検討に関する公募手続におきましては、計画案は、平成25年6月に決定してある神宮外苑地区地区計画に適合させることが条件とされておりまして、新国立競技場の見直しがされたことに伴い、本地区地区計画を変更する必要はないものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 当初の案が巨大ですし、やはり大問題になりました。大体、ここの旧国立競技場の一帯が、やはり現在のオリンピックの規模に合わないということで、石原都政時代にも、2016年の招致においてはですね、晴海に新会場を設けようということで、もともとは無理だということの検討結果があったわけですね。それがあえて、やはりこの場所に建て替えて新国立競技場をつくると。そういうもとの、あのザハ提案も受けたわけですが、やはりふさわしくないというか、内外の大きな批判、専門家やですね、方々からも、ここの地域というのは、後でも紹介しますが、大正時代からの100年かかった緑や自然やですね、そういう地域であると。同時に、そこはやはりスポーツの、1964年でしたか、前の東京オリンピックの大きなやはり遺産がある、何とか活用したいという、そういう思いと両立させるべき流れがあって、新たな提案というかですね、求めたと思うんですね。

それが例えば、A案の隈氏の案が採択されたわけですが、じゃ、このB案、伊東氏の提案は、もともと今言う公募条件に合っていないからということで、これが不採択になったんですか、その点についてちょっと。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 本審議会の審議会事項とは別な話かと思えますけれども、先ほど申し上げた公募条件に基づいて、それぞれが選ばれた結果であるというふうに認識しております。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 ですから、このB案の伊東氏の案が採択されれば、やっぱり大幅にというか、人工地盤などが減らされて、もっと明治公園のあり方を、本来、後でも紹介します

けれども、都民や国民が求める声に応えられるですね、もっと進んだと思いますよ。この意見書の中にも、そういう意見がたくさん含まれております。

だから逆に、ザハ案がやはり白紙撤回になったと、新たなこの競技場におけるですね、新建設を求めるといことで伊東氏案なんかも出されましたから、やはりそれに、例えば、それは隈氏の案がすばらしいといことで採択されましたけれども、それに伴って、この地区計画をですね、より都民、住民が求める本来の形に戻す提案がなされても私はいいと思うんですよ。もう当初に、ザハ案の後に都市計画決定を本審議会で行ったわけですね。それが撤回されたわけだから、新たなやはり都市計画の、今回、だからそうじゃなくて、A-1、B-1とかですね、一切そこは手つけなくて、A-4だけの地区計画というふうには、私は、だからなぜそういう提案なのかと。せつかくの機会だから、この貴重な自然や緑やですね、それをきちっと確保できる方向へ都市計画決定の提案してもよかったんじゃないかというふうに思いますけども、この点についてはいかがですか。それじゃなければ、もう地区計画というか、この大前提で行くなどということは、到底都民の理解は私は得られないというふうに思うんですけども、繰り返しになりますけども、その点についてはいかがでしょう。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 今回の都市計画の変更案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国立競技場の建替えを契機として、平成25年6月に決定された地区計画の方針に沿いまして、A-4地区などにおける開発計画が具体化したことに伴って変更を行うものでございます。

今のお話にありましたA-1街区につきましては、先ほど申し上げましたように、見直し案そのものは、平成25年6月に決定された神宮外苑地区地区計画に整合しているものでございまして、それをもって地区計画を変更する必要はないということでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 じゃ、少し進めますけれども、私、ここに持ってきているんですが、日本学術会議の環境学委員会が2015年、平成27年4月24日に、「神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言」を公表しております。御存じだと思いますけども、この提言を東京都はどのように検討されたのでしょうか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 お話のございました日本学術会議の提言については承知しておりますけれども、この提言を踏まえまして、事業者でありますJ S Cあるいは将来管理者におきまして、今後その取扱いや整備の内容につきまして検討することとなっているものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 これは、まだザハ提案が白紙撤回されない、その前ですけれども、その提案に基づいてもですね、貴重なこの神宮内外苑についての100年を経過した森の現況などの調査研究を行った上ですね、それを踏まえた上で、当該地域において歴史的に形成された自然豊かな文化的な佇まいを継承して、将来の世代に引き渡すことが重要だということで、人工地盤の立体化などを極力減らしながらですね、多くの、やはり巨木というか、移設というか、そういうことが可能な提案をですね、これを前提としながらも、目いっぱい、だからオリンピック、それからラグビーのワールドカップも成功をやっぱり願う立場からも、今回決定されたその地区計画に基づく改廃は大変大問題だという貴重な提言を行っているわけですよ。

だから、それが少なくとも見直しの機会があったから、当然、やはりこういう意向、権威のある日本学術会議の方々の研究調査に基づく提言を真摯に受けとめてですね、やはりこういう場にも、どうやれば、だからその貴重な自然、緑、都民の願い、かなえられるかという立場からの私は検討があつてしかるべきだったけども、それはもう既に、J S Cが今後やることだということで、全然人工地盤や立体化公園の中でのですね、多くの専門家や都民の方々からいただいた意見などが応えられないというふうに私は考えるから、今の質問をしたんですよ。

ここでも、じゃ、なぜザハ案が提案されてですね、批判があつて、新たな公募や受け入れるそういうものになったにかかわらず、都市計画のやはり再検討というのが、逆にそうじゃなくて、その都市計画を前提とした提案だということにされたんでしょうか。当時、そういう検討というのはあつたんですか。私は、今日のこの機会がその再検討のそういう時期でもあると思うから、あえてそういう意見を出すんですけども、この間の経緯について、考えがあつたらお聞きします。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 今回のA-4、A-5などの地区整備計画に関する地区計画の変更と同じでございますけれども、本地区の地区計画は、事業者からの提案に基づいて計画案の素案を策定して、この審議会に審議いただいているものでございます。今のところ、A-1地区につき、具体的な計画案は示されておられません。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 ですから、この議案を、やはり意見聴取、該当する3区の都計審にかけたところですね、やはり様々な意見が出されてるんですよ、そういう緑や貴重な自然が残せないのか、なぜそういう変更にならないのかということ。

例えば新宿の都計審においてはですね、ある委員の方ですけども、巨大な競技場ではなくて、やはり外苑の環境、渋谷川などを取り入れて、いい競技場をつくりましょうと、そういう変更が何ら加えられていないのはなぜなのかと、そういう疑問が呈せられております。私が一人そういう意見を言っているんじゃないで、そういう場の中の意見でも、それがだから求められているんですよ、東京都の姿勢が。それについてはどうですか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 繰り返しますけれども、まだ現在、A-1に関します都市計画などについての具体的な提案は出てございませんので、今回は、A-4地区に関する提案を踏まえた審議をお願いしているものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 それでは、今回の提案、地区計画のA-4ですけども、多くの意見書が提出されて、全て反対の意見です。強い批判と疑問が寄せられ、本審議会での説明が求められています。

そこで、A-4地区における今回の地区計画は、移転が前提となっておりますけれども、変更について、この間どのような協議が行われてきたのか、その経緯を伺います。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 当地区におけます日本体育協会の会館の移転につきまして、日本体育協会から都に対しまして、平成27年12月22日に要望が出されております。その後、同協会などによる整備の方針が、平成25年6月に決定した本地区計画の方針に沿ったものであると確認ができましたことから、都は、平成28年1月7日に同協会が検討を進める

ことを了承いたしまして、これまで適正に手続を進めているところでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 2015年、平成27年6月1日に神宮外苑地区A区域のまちづくり基本協定書の締結という事実を知りました。この点について伺いたいと思います。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 今のお話のあった点につきましては、日本体育協会の話ではございませんで、こちらの霞ヶ丘アパート南側の地区の地権者との協定書を結んだもの、関するものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 それでは、今、日体協やJOCが、今の岸記念体育館からこちらのA-4地区に移ってくるための、このA-4地区の地区計画の変更だと、変更の案件ですけれども、岸記念体育館の敷地をオリンピック優先整備区域、代々木公園に繰り入れると指定されたのは、どういう理由というか、いつですか。

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 今のお話は、これはまた代々木公園のほうになりますけれども、これにつきましては、代々木公園の優先整備区域の公表につきましては、平成27年12月の1日に優先整備区域の設定が行われております。

【松村委員】 議長

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 この今の変更によって、このA-4地区に移ってくるんですけども、もともと当初のときにですね、明治公園の一部を公園から削除して、その下の、だからテニスコートも削除して、都営住宅の敷地を新たな公園区域に指定されたわけですけども、そのときにですね、なぜこの今のA-4地区の、今度日体協やJOCが移ってくる新会館のところも含めた土地がですね、当時はA-3地域になっているんですよ。

ところが、今回はA-4地域として、そこを変更するというものですけども、なぜ当初からですね、これも住民が指摘しているんですけども、A-4地域に組み入れないで、わざわざA-3地域にして、だから都営住宅の住民も当然、そのところが自分たちの都営住宅だけじゃなくて、今度A-4地域に取り入れて新しい日体協やJOCのビルを入れるところは、当然公園になるという理解をしていたのが、全然そういう情報がなくてですね、

当初からA-3地域になったのが、突如として今回の地区計画の変更によってA-4地域。そこになれば、それがもともと公園になるというふうに理解していたのが、高い60メートルのそういうビルになると、そういう不信感というかですね、おかしいと、その経緯をきちっとしてくれと。この点についてはどうなんですか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 お手元の薄茶色表紙の「議案・資料」の101ページを併せて御覧いただきたいと存じますけれども、平成25年6月に、国立競技場の建替えを契機といたしまして、本地区地区計画の決定がされております。その決定にあわせまして公園区域を再編し、バリアフリーに対応した歩行者動線やたまり空間の確保等を図るため、都市計画公園の変更を行っております。

その際の都市計画公園の中に入れられたものは、今の霞ヶ丘アパートの部分になります。その東側のところに、こもれびテラスと称されている公園がございます。その際、その都市計画公園の変更を平成25年6月に行った際、こもれびテラスの区域につきましては、都市計画公園区域から削除するとともに、同区域におきまして、地区計画上の地区施設である広場などの整備を図ることとしました。これらによりまして、こもれびテラスの区域につきましては、地区計画において、公園・広場等として整備を図る地区としてのA-3地区に含めたものでございます。

今回、日本体育協会などから、業務・文化施設を整備するとともに、こもれびテラスの区域に位置付けられております広場を拡充いたしまして、A-4地区などと一体的に整備する計画が示されましたことから、こもれびテラスの区域をA-3地区からA-4地区に編入することとしたものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 今言った、わざわざこのところをA-4地区に繰り入れるというのが今回の提案で、そこにだから新しい新会館をですね、その下のところがJSCや日本青年館、だからこのA-4地区に2棟が建設されると、超高層、まさにビルになるというふうになってきたわけですが、それでそれをどういう形で日体協がですね、地元説明会などを行っていたかということも、るるこの意見書の中に、私は何度も精読したんですけども、出てきます。この、だから今言った流れというか経緯がですね、非常にやはり、もうあらかじめ東京都と、代々木公園のハンドボール会場ということで、それを優先整備するとい

う話の前にといいますか、実は先ほど言った2015年、平成27年の6月1日に、神宮外苑地区まちづくり協定書というのが、実はもうこの時点です、15年6月1日ですよ、これがここに協定書ありますけれども、締結されているんです。

そして、この第4条に、東京都が所有する土地を第三者に譲渡する予定があることを東京都が明らかにした場合にはですね、乙及び丙——というのは、こもればテラスとそれからJSCなどですけれども——再開発促進区域を定める地区計画の企画提案について、譲渡が予定されている第三者と連携・協力するものとする。ここは、だから譲渡が予定される第三者という言葉になっているんですけども、もうこの6月1日でこの協定を結ぶときに、先に、今言ったハンドボール会場に代々木公園をするからと、だから日体協、JOCはどこかに移転しなければならないということで、その移転先までが既にこの地域に実は決められていたと。そうでなければ、いろいろ住民説明会で日体協などからですね、いつそれを知ったのかと言ったら、これはその更にずっと後のですね、このA-4地区の区画整理事業を行うという発表があつて、それを知って手を挙げたという説明がおかしいとか、そういうのが出されておりますね。

そしてさらに、これが12月の22日、去年のですね、手を挙げて、そして了承して、そこにだから具体的な新会館を検討することを了承して、その後、1カ月後に企画提案書というのが日体協などから出されているわけですけれども、それがだから、明らかに今言った協定書が既に結ばれていて、この三者が東京都と含めてですね、もう具体的に住民の側には何ら見えてないとか隠されていて、そして事態が進んで、事を、決定が押しつけられたという構図に私はなっているのではないかというふうに思いますけれども、そういう疑問とかですね、疑惑について、どういうふうに答えるんですか。この意見書にも出されておりますけれども、明確な回答がないので、この場でお聞きしておきたいと思います。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 今の点につきましては、まず、今回の都市計画は、25年6月に決定されました本地区地区計画の方針に基づいて、A-5街区などにおける計画が具体化したことに伴う地区計画の変更を行うものでございますけれども、その25年6月段階で、将来的なこの方針に沿って歩行者ネットワークなどを整備することを方針としまして、具体的な整備をしていきたいと思いますというのが、この地区の中では話合いがされていたので、

その方針に基づいて、霞ヶ丘アパートの南側のA-5地区にある地権者の方のところの場所も含めて区域に入れて、地区計画を決定しているものでございまして、その地区計画の決定を踏まえて、具体的なまちづくりを進めていくための協定書をA-5地区の地権者の方などと結んだというものでございます。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 余り長くやるつもりはありませんけれども、これだけの意見書が出されて、疑問が数々出されている中で、この場できちっとですね、やはり私は都民というか、そういう方々に理解されなければいけないというふうに思うんですけども、そもそも、例えば日体協やJOCが、新たにA-4地域が今度区画整理でそういう土地が出ると、公募するというのを知って手を挙げたという時期とですね、先ほど数字のあれがありましたけれども、明らかに事前から東京都と今言った三者が協議して計画をつくって、そういうことになっていなければ、事はこんな急に進まない、進むわけがない。だから、もともと代々木からこちらに移ってくるという東京都とのかかわりで、東京都自身がみずからこちらのA-4地域に移る場所を算段し、そしてその当事者であるJSCや日本青年館や外苑、三者ですね、もう一つ民間の、それが一緒になって協定して、協定で、一緒になってやらなければいけないという協定書だって6月1日に結んで、そこから流れてきているというふうはどうしても見えざるを得ないんです。

もう一点確認いたしますけれども、これ住民の方々から、実際この住民説明会が2月の7日から9日ですか、今年の7日から9日に行われたわけですけども、既にこの説明会の会場が昨年の11月にとられている。そういうことがまだ全然決まってもないのに、なぜそのための住民の説明会がですね、2カ月以上も前、昨年の11月に申請しているという事実も住民側は疑問をぶつけております。これについてはいかがなんでしょうか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 ただいまの御質問の会場の利用の申請がされたことにつきましては、その理由につきましては存じ上げませんが、日本体育協会の判断と責任におきまして、その利用の申請がされたものというふうにとらえております。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 だから、存じないとかそういうことは、このあれにも書いてありますけれども、しかしそれにしても、まだ、だってその計画を知ってないんですよ。住民の説明会

は、それから区画整理事業が決まって、そういう利用ができるということを知って、それで手を挙げたと、申し入れたと。そして、それについて、じゃ、検討を了承したのが1月ですよ、年が明けた。1月の7日ですか、8日という、12月に手を挙げて、検討を了承したのが1月7日と。なのに、それが既にそのさらに前の段階の11月に、もう既に住民説明会の場所の会場まで押さえていたというのは、どう考えてもおかしいじゃありませんか。

それからもう一つですね、了承されたのが今年の1月、正月明けですけども、その1カ月後に、これだけのですね、持ってきましたけども、企画提案書、東京都都市計画神宮外苑地区計画の企画提案書がですね、これだけのものが出されている。1か月、了解されて、それからつくったって、どう考えたってできる話じゃないというのは、素人が考えても、これは読ませていただきましたけども、できるわけないんですよ。

では伺いますけれども、この出された企画提案書と、今回このA-4地区に新会館を建てようという、これは何か、例えば変更させたとかですね、これはもう少し、その地域にふさわしくないから、こういう建物にすべきだとか、そういう変更がなされているんですか。今回のこの地区計画の変更によって建てられる建物と、実際これが企画提案書で詳細に出されているものと、何か東京都の指導、企画提案書を受けた東京都や3区ですか、関係する3区で修正させたとかですね、そういうことになっているんでしょうか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事、まとめの答えをしてください。

【上野幹事】 JOCから企画提案された本地区地区計画の素案につきましては、平成25年6月に策定されている地区計画の方針に沿った素案でございまして、その中身につきまして、特にそういう面においての、今回の素案、提案しております計画素案についての中身については、違いはございませんので、そういう面においては、特に御指摘のことはなされておられません。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 ですから、全く6月1日に協定書を結んでですね、それで東京都を含めて三者、四者がやってきて、後で、だから区画整理事業をここでやるんだとかね、それで公募するんだとかいうことの話が後からついてきているということ、やはりこの意見書の中でも住民の側が様々な、おかしいということで自分たちでも調べたりあれした中ですね、または住民生活でのそういう意見を上げているんですよ。何らそれに対して誠意あ

る回答をしてないから、この意見書でもですね、都市計画審議会ですらやっぱりその責任だと、やはり解明してほしいという立場から、私、ちょっと時間長くいただいてですね、私自身もよく分かりませんし、私たち、これ情報公開開示を行って、本来もう期限が来てるんです。今日2日までには、これら一連の今にかかわる開示請求を全部かけておりますけども、残念ながら本審議会には間に合わなかったもので、今後やはり何らかの場で、今度の新知事もですね、あらゆる情報公開が必要だと、都民の理解をまず求めるのが都民ファーストだと言っておりますから、今後ともこの点を正していく責任が私たちにもあるというふうに考えています。

最後にもう一言、やっぱり特定の団体にですね、オリンピック・パラリンピックにかこつけてと言っちゃおかしいけど、この成功は誰しも願っております。しかし、いろんな団体が一部ですね、自分たちが有利になるとか利益を上げるとか、ましてやそういう利権というものなどがあってはならないという立場から、若干、最後お聞きするんですけども、岸記念体育館の移転のための用地費及び建替えのための補償費、それからまた移転先の明治公園における新会館の取得、建設費は幾らと見込んでおりますか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 岸記念体育館の移転に関しましては、本地区地区計画とは別に、代々木地区におきます公園事業の中で適切に対応されるものというふうに認識しております。また、民間事業の建設コストにつきましては、本件都市計画の審議とはなじまないものと考えております。

【近藤会長】 松村委員

【松村委員】 そういう答弁で進むんでしょかね。私たちが試算しました。我が党の試算では、岸体育館の現在地、少なく見積もっても、土地代は84億、プラス物件補償費。

全然差額があるんですよ。こちらのほうに移ったら、相当のやはり、日体協やJOCがそれによつての差額利益を受けるということも、これも明らかにしていかなければならないと思うんですよ。やっぱりオリンピック・パラリンピックを、主体となるJOCそのものがですね、こういう事業にかこつけて、みずからの利益というか、なることをやること自体がですね、大きなやはり都民や国民からの不信感を買うと、そういうことは絶対あってはならないということでございます。

最後にちょっとお聞きしたいのは、日本スポーツ振興センター、JOCが新国立競技場

整備に伴って共同建設している本部用新築ビルへの入居を見送る方針を固めたと報道されておりますが、これは事実ですか。

ならば、何のために今回のこの変更にはですね、集約の追加なのか、結果的には開発を助長する変更と言わざるを得ないというふうに思いますけども、この点はどうですか。これは、地区計画の変更にそういう追加が、わざわざだから、そういうJOCや日体協をですね、その場所に移すためにこういう変更提案をですね、追加提案を行っているんですよ。この点について……

【近藤会長】 松村委員、この地区計画に関連する質問に限ってお願いします。

【松村委員】 JSCがですね、実際本体は移らないと、ほかに移ると。そこはあくまでも賃貸で利益を上げるんだと。ザハ氏などに68億円も払わなければならないということの穴埋めをですね、こういう都民の、又は地域の犠牲においてやるべきことなんじゃないか。その点についてはどうですか。

【上野幹事】 議長、上野幹事

【近藤会長】 上野幹事

【上野幹事】 繰り返しになりますけれども、本日御審議いただいている変更案につきましては、国立競技場の建替えを契機といたしまして、平成25年6月に決定されました本地区地区計画の目標におきまして、大規模スポーツ施設及びその関連施設を中心とした様々な施設の集積地区としての特色を生かし、にぎわいあふれるスポーツ・文化交流のまちを形成することなどとしております。

今回、この本地区地区計画の方針等に沿いまして、A-4地区におきまして、日本体育協会とJOCの整備に関する計画が具体化したことから、本地区地区計画の土地利用の方針などにスポーツ関連施設等の集約を進める旨を明記いたしまして、地区計画の将来像の実現に向けた整備を推進することとしたものでございます。

なお、お話のございましたJSCの入居につきましての話は、今回の地区計画の変更案の審議とは別の話になりますので、御了承いただきたいと思います。

【近藤会長】 松村委員、最後のまとめの意見でお願いいたします。

【松村委員】 はい。日本スポーツ振興センターもですね、賃貸ビルで本体が入らないと、そういうスポーツ関係施設の集約だと言っておきながら、やはりそのものの計画を主導してきたJSCすらがですね、そこに入らない。ほかの場所に移って、その場所は、だから賃貸の住宅にするなどということは、やはり東京都としてもきちっと指導すべきで

すよ、どこの部署であれ。やはりそれが都民に対する、オリンピック・パラリンピックの成功を言うならばですね、その先頭に立つべきだと。

本変更については大きな問題があるので、今日の審議会では決定すべきではないと。採決するならば反対、当然反対だということを申し上げておきます。

【堀江委員】 よろしいですか。

【近藤会長】 堀江委員

【堀江委員】 すみません、17番、堀江でございます。

議第7291号及び7292号に対する意見として、発言させていただきます。

明治公園と神宮外苑一帯の緑地は、歴史的なスポーツエリアであり、また、憩いの場としても多くの人々の記憶や思いがある場所です。同時に、都市気象の緩和や生物多様性といった環境面におきましても、また防災面においても、極めて重要な役割を担っている緑地です。老朽化した施設更新とあわせて、エリア全体の機能強化が図られようとしているわけですが、計画を具体的に進めていくに当たりましては、ぜひこの風格と歴史ある緑の景観を尊重し、緑の機能を最大限に発揮できる緑地の量と質を確保し、そして誰もがシームレスにアクセスできるユニバーサルデザインを徹底することによって、超高齢社会における健康で活力ある都市空間、緑地空間の優れたモデルとしていただきたい。そして、オリンピック・パラリンピックの開催時におきましても、またその先においても、ずっと地域の方々はもとより、世界にも、そして将来世代にも誇れる緑のエリアとなることを期待し、お願いしたいと思います。

以上でございます。

【近藤会長】 ありがとうございます。

それでは、この地区計画、公園の案件について、採決に供したいと思います。

まず、議第7290号、北青山三丁目地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 賛成多数と認め、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第7291号、神宮外苑地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 賛成多数と認め、原案どおり決定いたしました。

最後に、議第7292号、第5・7・18号明治公園の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【近藤会長】 賛成多数と認め、原案どおり決定いたしました。

【近藤会長】 以上で、全ての議案について終了いたしました。

長時間にわたり、審議ありがとうございました。

議事録には、植村委員にも御署名をお願いいたしたいと思います。

これをもちまして、審議会を閉会いたします。

午後3時39分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。